○上尾伊奈資源循環組合役務業務最低制限価格取扱要綱

令和５年５月１６日告示第１１号

上尾伊奈資源循環組合役務業務最低制限価格取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、組合が競争入札により役務業務の請負契約を締結しようとする場合において、最低制限価格を設定するときの当該最低制限価格の算定の方法その他最低制限価格を設けて執行する役務業務に係る競争入札に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「役務業務」とは、次に掲げる業務をいう。

(1)　庁舎その他の施設における次に掲げる業務

ア　清掃、有人警備又は受付若しくは案内に関する業務

イ　機械、設備等の運転管理及び保守管理に関する業務

(2)　前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務

２　この要綱において「競争入札」とは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第３項に規定する競争入札（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０の２第３項に規定する総合評価一般競争入札を除く。）をいう。

３　この要綱において「最低制限価格」とは、請負契約を締結しようとする場合において、当該価格によっては契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行をされることが困難と認められる価格をいう。

（対象とする契約）

第３条　この要綱は、原則として設計金額が１件当たり１，０００万円を超える役務業務に関し、競争入札により請負契約を締結しようとする場合で、かつ、当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認める場合に適用する。

（最低制限価格の設定）

第４条　最低制限価格は、予定価格に１０分の７から１０分の９までの範囲内の割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（入札参加者への周知）

第５条　管理者は、前条の規定により最低制限価格を設けた場合は、当該競

争入札が最低制限価格を設定している入札である旨を入札公告その他の方法により、あらかじめ明らかにしておかなければならない。

（入札の執行）

第６条　第４条の規定により最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者があるときは、当該申込みをした者は失格とする。

（落札者の決定）

第７条　第４条の規定により最低制限価格を設けた場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、最低制限価格を設けて執行する役務業務に係る競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。